



県章

山形県公報

平成31年3月22日（金）
第3030号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 県議会定例会の閉会……………（財 政 課）…253
- 地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………（県産米ブランド推進課）… 同
- 県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了……………（置賜総合支庁農村計画課）…258
- 民有保安林の指定施業要件の変更の予定……………（林業振興課）… 同
- 道路の区域の変更……………（置賜総合支庁西置賜建設総務課）…259
- 開発行為に関する工事の完了……………（置賜総合支庁建築課）… 同
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………（会 計 局）… 同
- 山形県体育館及び山形県武道館の利用料金……………（教 育 庁）…260

教育委員会関係

規 則

- 山形県立高等学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則……………264

告 示

- 山形県体育館及び山形県武道館の休業日…………… 同

選挙管理委員会関係

告 示

- 平成7年3月県選挙管理委員会告示第14号（公職選挙法により市町村選挙管理委員会において指定した個人演説会等を開催することのできる施設）の一部改正……………265

告 示

山形県告示第171号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により平成31年2月19日招集した山形県議会定例会は、同年3月14日閉会した。

平成31年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第172号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成31年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
もがみ中央農業協同組合
代表理事組合長 安食 賢一

新庄市大字福田字福田山711-73

(2) 届出の内容

農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類			変更年月日
変更前	変更後	備考	
菅 徹 最上郡最上町大字法田819 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左	国内産農産物に限る。	平成31年2月28日
五十嵐 佳 新庄市大字泉田字村東137-2 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
二ノ宮 渉 新庄市十日町2559-19 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
阿部 邦博 最上郡最上町大字向町830 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
早坂 貴 最上郡大蔵村大字清水1536-17 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
中嶋 宏真 最上郡最上町大字若宮154 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
沼澤 圭治 最上郡舟形町舟形150 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
星川 健 新庄市下金沢町16-12 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
二戸 広平 最上郡舟形町長者原846-8 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
井上 政良 最上郡最上町大字若宮832 玄米、大豆、そば	同 左		
山田 寿広 最上郡最上町大字富沢573 もみ、玄米、大豆、そば	同 左		
小嶋 広弥 新庄市大字泉田字往還東560-1 もみ、玄米、大豆、そば	同 左		
山本 周平 新庄市大字萩野3318-17 もみ、玄米、大豆、そば	同 左		
柿崎 拓 新庄市上金沢8-48 もみ、玄米、大豆、そば	同 左		
高橋 徳彦 最上郡舟形町長沢1891 もみ、玄米、大豆、そば	同 左		

門脇 透 最上郡舟形町堀内1460-3 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
片桐 達也 最上郡最上町大字富沢1812-2 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
笠原 孝志 最上郡最上町大字富沢2091 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
高橋 浩太 最上郡舟形町舟形1684-3 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
沼澤 大典 最上郡舟形町舟形2080-1 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
坂井 義宏 最上郡最上町大字向町432-1 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
大塚 雅俊 最上郡最上町大字本城218 玄米、大豆、そば	同 左
大場 駿平 最上郡最上町大字志茂1074 玄米、大豆、そば	同 左
中島 紀人 最上郡最上町大字若宮994-4 もみ、玄米、大豆、そば	
西嶋 信一 最上郡戸沢村大字古口110-10 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
吾孫子 昌弘 最上郡最上町大字富沢1366-3 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
加藤 喜与美 最上郡戸沢村大字神田987-2 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
佐藤 真司 最上郡鮭川村大字庭月2883-2 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	
高橋 稔 最上郡鮭川村大字石名坂9 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
五十嵐 久悦 最上郡大蔵村大字赤松750-3 玄米、大豆、そば	同 左
石山 賢一 新庄市石川町122 玄米、大豆、そば	同 左

野尻 典佳 最上郡鮭川村大字中渡1172-1 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
五十嵐 孝 最上郡鮭川村大字庭月1049 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
八鍬 広美 新庄市城西町6-62-512 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
伊藤 悟 最上郡戸沢村大字名高1593-82 玄米、大豆、そば	同 左
後藤 陽一 新庄市城西町6-62-609 玄米、大豆、そば	同 左
荒木 哲男 最上郡鮭川村大字中渡827 玄米、大豆、そば	同 左
川田 昭一 最上郡鮭川村大字庭月2947 玄米、大豆、そば	同 左
八鍬 重孝 新庄市城南町9-21 玄米、そば	同 左
安彦 浩二 最上郡鮭川村大字曲川223-4 玄米、そば	同 左
野尻 義正 最上郡戸沢村大字松坂1721 玄米、そば	同 左
斉藤 美弥 最上郡大蔵村大字赤松1628-2 玄米、大豆、そば	同 左
矢口 圭介 最上郡戸沢村大字松坂364-7 玄米、大豆、そば	同 左
柿崎 義隆 新庄市万場町10-7 コーポ木村 B 玄米、大豆、そば	同 左
黒木 敬 最上郡鮭川村大字京塚1097 玄米、大豆、そば	同 左
早坂 一紀 最上郡大蔵村大字合海788-4 玄米、そば	同 左
阿部 輝喜 最上郡戸沢村大字角川1455-5 玄米、そば	同 左

大友 賢吾 最上郡戸沢村大字津谷20 もみ、玄米、そば	同 左	
渡部 大祐 新庄市大字飛田527 もみ、玄米、そば	同 左	
矢口 誠 最上郡鮭川村大字京塚1096 もみ、玄米、そば	同 左	
富樫 勝彦 最上郡真室川町大字川ノ内1199 もみ、玄米、大豆、そば	同 左	
佐藤 利行 最上郡真室川町大字及位437 もみ、玄米、大豆、そば	同 左	
佐藤 健治 最上郡真室川町大字木ノ下807-5 玄米、大豆、そば	同 左	
庄司 健二 最上郡真室川町大字大滝288-3 玄米、大豆、そば	同 左	
丹 康之 最上郡金山町大字金山字荒屋20-3 もみ、玄米、大豆、そば		
佐藤 祐一郎 最上郡真室川町大字大沢1691 玄米、大豆、そば	同 左	
小野 和哉 新庄市大字萩野4607 もみ、玄米、大豆、そば	同 左	

2 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

有限会社鈴木農産企画
代表取締役社長 鈴木 孝征
鶴岡市小中島字猫作73-2

(2) 届出の内容

農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類			変更年月日
変更前	変更後	備考	
鈴木 孝征 鶴岡市小中島字猫作73-2 玄米	同 左	国内産農産物に限る。	平成31年3月11日
	三浦 洋 鶴岡市山五十川戊14 玄米		

3 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

農事組合法人太ももの会
代表理事 渋谷 嘉明

酒田市広野字福岡628-2

(2) 届出の内容

農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類			変更年月日
変更前	変更後	備考	
加藤 礼則 酒田市広野字福岡138 飼料用もみ、飼料用玄米	同 左	国内産農産物に限る。	平成31年3月13日
加藤 芳朗 酒田市広野字福岡138 飼料用もみ、玄米	加藤 芳朗 酒田市広野字福岡138 もみ、玄米		

山形県告示第173号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

平成31年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

事業名	地区名	工事完了年月日
農村地域防災減災事業（ため池整備）	川 樋 地 区	平成30年9月21日
経営体育成基盤整備事業	こ う ず く 地 区	平成31年1月28日
水利区域内農地集積促進整備事業	山 上 地 区	平成31年3月12日

山形県告示第174号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成31年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
鶴岡市大岩川字白岩（次の図に示す部分に限る。）、楨代字大淵（次の図に示す部分に限る。）、字長沢（次の図に示す部分に限る。）、鼠ヶ関字鍋倉（次の図に示す部分に限る。）、小名部字桂谷（次の図に示す部分に限る。）、木野俣字木野俣（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - イ 立木の伐採の方法
 - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部林業振興課及び鶴岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第175号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成31年3月22日から同年4月5日まで縦覧に供する。

平成31年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 348号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
長井市今泉字山田1824番2から 同 時庭字豊田1909番4まで	旧	61.0メートル } 16.0	メートル 2,909
長井市今泉字山田1824番2から 同 泉字岡八一677番2まで	新	76.0メートル } 11.4	メートル 5,057

山形県告示第176号

次の開発行為は、完了した。

平成31年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号
平成31年2月26日 指令置総建第97号
- 2 開発工区に含まれる地域の名称
第二工区
西置賜郡白鷹町大字荒砥甲字長表六833番の一部、833番1の一部、833番2、833番3、833番4の一部、834番5の一部、837番2、837番4、837番5、837番6、837番7、837番8、839番4、839番5、839番6の一部、839番7、839番8の一部、840番2の一部、840番13、840番14の一部、843番1、844番1、845番4、878番2先道の一部、878番4先道の一部、840番14先道の一部、837番8先道の一部、844番1先水の一部、840番2先水の一部、字新町南862番2、864番2、864番4、866番3、867番1、878番2、862番2先水の一部
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称
西置賜郡白鷹町大字荒砥833番地 白鷹町長 佐藤 誠七

山形県告示第177号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第4中	「	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">〃</td> <td style="text-align: center;">長町支店</td> <td style="text-align: center;">〃</td> <td style="text-align: center;">太白区長町七丁目19番45号</td> <td style="text-align: center;">〃</td> <td style="text-align: center;">〃</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〃</td> <td style="text-align: center;">長町支店ザ・モール仙台長町出張所</td> <td style="text-align: center;">〃</td> <td style="text-align: center;">〃 長町七丁目20番3号</td> <td style="text-align: center;">〃</td> <td style="text-align: center;">〃</td> </tr> </table>	〃	長町支店	〃	太白区長町七丁目19番45号	〃	〃	〃	長町支店ザ・モール仙台長町出張所	〃	〃 長町七丁目20番3号	〃	〃	を
	〃	長町支店	〃	太白区長町七丁目19番45号	〃	〃									
〃	長町支店ザ・モール仙台長町出張所	〃	〃 長町七丁目20番3号	〃	〃										
	」														

〃	長町支店	〃 太白区長町七丁目19番45号	〃	〃
---	------	------------------	---	---

に、

〃	泉中央支店	仙台市泉区桂一丁目1番1	〃	〃
〃	吉岡支店	〃	〃	〃
〃	イオン多賀城支店	〃 若林区荒井東一丁目6番地の6	〃	〃

を

〃	イオン多賀城支店	仙台市若林区荒井東一丁目6番地の6	〃	〃
〃	長町支店ザ・モール仙台長町出張所	〃 太白区長町七丁目19番45号	〃	〃
〃	泉中央支店	〃 泉区桂一丁目1番1	〃	〃
〃	吉岡支店	〃	〃	〃

に改める。

附 則

この規程は、平成31年3月25日から施行する。

山形県告示第178号

山形県体育施設条例（昭和39年3月県条例第38号）第11条第2項の規定により、山形県体育館及び山形県武道館の利用料金を次のとおり承認した。

平成31年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

(1) 施設

イ 山形県体育館

(イ) 主競技場の全部（ステージを含む。）を単独で使用する場合

区 分			利用料金の額	
			午前5時から午後6時まで	午後6時から午前5時まで
アマチュアスポーツに使用する場合	入場料金を領収しない場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間あたり 900円	1時間あたり 1,300円
		上記以外の場合	1時間あたり 1,800円	1時間あたり 2,600円
	入場料金を領収する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間あたり 1,800円	1時間あたり 2,600円

		上記以外の場合	1時間当たり 3,600円	1時間当たり 5,200円
アマチュアスポーツ 以外の用途に使用する 場合	入場料金を領収しない場合		1時間当たり 9,000円	1時間当たり 13,000円
	入場料金を領収する場合		1時間当たり 36,000円	1時間当たり 52,000円

(ロ) 主競技場の北側又は南側の部分を単独で使用する場合

区 分			利用料金の額	
			午前9時から午後6時まで	午後6時から午後9時まで
アマチュアスポーツ に使用する場合	入場料金を領 収しない場合	児童生徒等のみ が使用する場合	1時間当たり 450円	1時間当たり 650円
		上記以外の場合	1時間当たり 900円	1時間当たり 1,300円

(ハ) 小競技場の全部を単独で使用する場合

区 分			利用料金の額	
			午前5時から午後6時まで	午後6時から午前5時まで
アマチュアスポーツ に使用する場合	入場料金を領 収しない場合	児童生徒等のみ が使用する場合	1時間当たり 450円	1時間当たり 650円
		上記以外の場合	1時間当たり 900円	1時間当たり 1,300円
	入場料金を領 収する場合	児童生徒等のみ が使用する場合	1時間当たり 900円	1時間当たり 1,300円
		上記以外の場合	1時間当たり 1,800円	1時間当たり 2,600円
アマチュアスポーツ 以外の用途に使用する 場合	入場料金を領収しない場合		1時間当たり 4,500円	1時間当たり 6,500円
	入場料金を領収する場合		1時間当たり 18,000円	1時間当たり 26,000円

(ニ) (イ)、(ロ)及び(ハ)以外の場合

a 個人使用の場合

区 分	使用の単位	利用料金の額
児童等が使用する場合	午前9時から午後9時までの4時 間当たり	60円
生徒等が使用する場合		110円
上記以外の場合		220円

b 回数券で使用する場合

区 分	利用料金の額
児童等が使用する場合	1人11回当たり 600円

生徒等が使用する場合	1人11回当たり	1,100円
上記以外の場合	1人11回当たり	2,200円

ロ 山形県武道館

(イ) 柔道場又は剣道場の全部を単独で使用する場合

区 分			利用料金の額			
			午前5時から午後6時まで		午後6時から午前5時まで	
アマチュアスポーツ に使用する場合	入場料金を領 収しない場合	児童生徒等のみ が使用する場合	1時間当たり	300円	1時間当たり	400円
		上記以外の場合	1時間当たり	600円	1時間当たり	800円
	入場料金を領 収する場合	児童生徒等のみ が使用する場合	1時間当たり	600円	1時間当たり	800円
		上記以外の場合	1時間当たり	1,200円	1時間当たり	1,600円
アマチュアスポーツ 以外の用途に使用す る場合	入場料金を領収しない場合		1時間当たり	2,400円	1時間当たり	3,200円
	入場料金を領収する場合		1時間当たり	4,800円	1時間当たり	6,400円

(ロ) (イ)以外の場合

a 個人使用の場合

区 分	使用の単位	利用料金の額
児童等が使用する場合	午前9時から午後9時までの4時 間当たり	60円
生徒等が使用する場合		110円
上記以外の場合		220円

b 回数券で使用する場合

区 分	利用料金の額
児童等が使用する場合	1人11回当たり 600円
生徒等が使用する場合	1人11回当たり 1,100円
上記以外の場合	1人11回当たり 2,200円

(2) 設備

区 分	使用の単位	利用料金の額	
		アマチュアスポーツに使用する 場合	アマチュアスポーツ以外の用途 に使用する場合
合宿所	1人1泊当たり	児童生徒等が使用する 場合	350円
		上記以外の場合	450円
会議室	1時間当たり	250円	500円
ステージ	1時間当たり	300円	600円
放送設備	1時間当たり	400円	800円
電光表示板	1組1時間当たり	700円	1,900円

(3) 電気消費及び暖房使用に係る加算額

区 分			使用の単位	加算額	
電気	山形県 体育館	主競技場	全灯使用	1時間当たり	2,400円
			4分の1灯を超え2分の1灯 以下使用	1時間当たり	1,200円
			4分の1灯以下使用	1時間当たり	600円
		ステージ	1時間当たり	600円	
		小競技場	1時間当たり	150円	
	山形県 武道館	柔道場	1時間当たり	100円	
剣道場		1時間当たり	100円		
	特殊電源装置	1時間当たり	500円		
暖房	山形県体育館主競技場		1時間当たり	9,500円	
	合宿所		1人1泊当たり	200円	
	会議室		1時間当たり	400円	

備考

- 1 山形県体育館及び山形県武道館の使用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、この限りでない。
- 2 この表において「入場料金を領収する場合」とは、使用者がいずれの名義であるかを問わず、入場者からその入場の対価を領収する場合をいう。
- 3 この表において「児童等」とは、幼稚園の幼児、小学校の児童若しくは中学校の生徒又はこれらに準ずる者をいう。

- 4 この表において「生徒等」とは、高等学校の生徒又はこれに準ずる者をいう。
- 5 この表において「児童生徒等」とは、児童等又は生徒等をいう。
- 6 この表により利用料金の額を算定する場合において、使用する時間の単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。
- 7 施設等の使用に当たり電気を消費し、又は暖房を使用する場合は、(1)又は(2)の表に掲げる額に(3)の表に掲げる額を加算した額とする。ただし、会議室を使用する場合は、電気消費に係る加算額は、加算しないものとする。

2 適用期間

平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

教育委員会関係

規 則

山形県立高等学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月22日

山形県教育委員会
教育長 廣 瀬 渉

山形県教育委員会規則第1号

山形県立高等学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則

山形県立高等学校体育施設の開放に関する規則（昭和50年7月県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表中「山形県立山形工業高等学校」を「山形県立山形工業高等学校
山形県立山形中央高等学校」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

告 示

山形県教育委員会告示第6号

山形県体育施設条例（昭和39年3月県条例第38号）第9条第2項の規定により、山形県体育館及び山形県武道館の休業日を次のとおり承認した。

平成31年3月22日

山形県教育委員会
教育長 廣 瀬 渉

1 休業日

- (1) 毎月の第3月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。））であるときは、その日後においてもっとも近い休日でない日）
- (2) 12月29日から翌年1月3日まで

2 適用期間

平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第12号

平成7年3月県選挙管理委員会告示第14号（公職選挙法により市町村選挙管理委員会において指定した個人演説会等を開催することのできる施設）の一部を次のように改正する。

平成31年3月22日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長 熊 谷 誠

「 〃 鶴岡市藤島体育館
〃 鶴岡市榊引農村環境改善センター」を「 〃 鶴岡市藤島体育館」に、「 〃 黒川能の里王祇
会館」を「 〃 黒川能の里王祇会館
〃 鶴岡市榊引生涯学習センター」に改める。

平成31年3月22日印刷 発行所 山形県庁
平成31年3月22日発行 発行人 山形県